東北大学における研究設備の共用利用に関する基本方針

2024 年 11 月 11 日 総長裁定

(趣旨)

東北大学(以下「本学」という。)は、建学以来の伝統である「研究第一」と「門戸開放」の理念を掲げ、世界最高水準の研究・教育を創造することを使命として掲げている。研究者が自由な発想による挑戦的な研究を実施する上で、研究設備・機器(以下「研究設備」という。)にアクセスできる環境は必要不可欠であり、そのためには研究設備の持続的な運用体制の構築が求められる。

そこで本学は、部局を越えて研究設備を集約した全学共通機器センターの整備を目指して研究設備を計画的に整備するとともに、研究設備の共用利用を軸とした利活用を推進することで研究者が優れた研究成果を創出できる環境を整備し、ひいては学術研究や産業界の発展に貢献することを目指し、研究設備の共用利用に関する基本方針を以下のように定める。

(定義)

1. 本方針において「研究設備の共用利用」とは、本学が保有する研究設備及び研究設備に基づくサービスを利用料等の対価を受けて学内外の者に供することをいう。

(共用利用推進のマネジメント体制)

2. 本学は、研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター(以下、「CFC」という。) を共用利用推進に関する全学マネジメントを担う統括部局とする。

(戦略的な研究設備整備と共用利用推進)

3. 本学は、全学の研究者から汲み上げた要望及び研究設備利用等データに基づき、中期目標・中期計画を達成するうえで不可欠な研究設備及び本学が高い成果を上げてきた研究の継続的な発展の基盤となる研究設備について「東北大学における設備整備に関するマスタープラン」等により計画的な整備を図り、整備した研究設備の共用利用を推進する。

(研究設備の共用利用化推進)

4. 本学は、各研究者、部局による競争的資金により整備・運用されている研究設備についても競争的資金に関わる研究を妨げない範囲で共用利用を推進する。

(共用利用にかかる人材の配置)

5. 本学は、本学の戦略、共用実績等に基づいて CFC、共用利用設備の管理部局、事業支援機構総合技術部、並びに本部事務機構の連携により、共用利用の運用・管理にかかる人材の配置を進める。

(共用利用にかかる経費措置)

6. 本学は、共用利用に供する研究設備の整備・運用等にかかる費用の一部または全額を措置する。

(その他)

- 7. その他、本方針の運用にかかる必要な事項は別に定める。
- 8. 本方針は、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。